

一般社団法人日本応用糖質科学会研究部会についてのお知らせ

平成 29 年 12 月 13 日

一般社団法人日本応用糖質科学会
企画委員会委員長

平成 29 年度定時評議員会および会員集会にてご承認を頂きましたように、“応用糖質科学分野における研究の活性化、競争力向上の為、特定の研究テーマに興味を持つ会員間における情報交換および連携、研究の深化等を図る事”を目的に、研究部会申請を募集致しますので、以下研究部会規定をご査収の上、ご応募よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人日本応用糖質科学会研究部会規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本応用糖質科学会(以下、「本法人」という)は、応用糖質科学分野における研究の活性化、競争力向上のため、特定の研究テーマに興味を持つ会員間における情報交換および連携、研究の深化等を図るため、研究部会を設置する。

(活動)

第2条 研究部会は、前条の目的を達成するため、企画委員会による審査および承認を得て、次の各号の活動を行う。

- (1) 応用糖質科学における特定分野や研究テーマ等に関する会員相互の情報共有
- (2) 講演会の開催、学会誌へのトピックス投稿等の最新情報の提供
- (3) 外部講師の招聘、研究所見学、調査報告書の作成等に関する異分野融合・活動領域拡大に関する勉強会の開催
- (4) 特別セッションの企画運営等、国際学会あるいは行政からの調査依頼等に対する協力
- (5) 国の委託プロジェクト等に対する応募
- (6) 企業会員による新学術領域創出・育成手段の提供
- (7) 非会員の勧誘活動
- (8) 研究部会が開催した会合の議事録作成
- (9) その他、前条の目的のための必要な活動

(構成及び定員)

第3条 研究部会は、次の各号の構成とする。

- (1) 研究部会長 1名
- (2) 事務幹事 若干名
- (3) 研究部会員

2 研究部会長は、大学あるいは公的研究機関に所属する本法人会員の中から選出する。

3 研究部会員には特に定員を設けない。

(設置)

第4条 研究部会の設置を申請しようとする本法人会員(以下、設置申請者)は、研究テーマ、活動内容、想定される研究部会長、事務幹事、設置時期等を記載した申請書を、企画委員長に提出し、仮申請を行う。*(書式は問いません)

2 企画委員長は、仮申請の内容について企画委員会に諮り、審査を行う。

3 企画委員会が仮申請された内容の研究部会の設置が適切と認めた場合、企画委員長は設置申請者に対して設置を承認する。

4 設置が承認された設置申請者は、本法人会員に対して当該研究部会への参加者を募る。

5 研究部会への参加を表明した者を研究部会員とし、設置申請者は投票を実施し、研究部会長および事務幹事を選出する。

6 選出された研究部会長は、設置日までに企画委員長に研究部会の研究テーマ、活動内容、研究部会員等を取りまとめて報告する。

7 企画委員長は、設置する研究部会について理事会で報告する。

(活動期間)

第5条 研究部会の活動期間は2年とする。

2 研究部会は、活動期間延長の要望がある場合、企画委員会の審査を受け延長する事ができる。

(報告)

第6条 研究部会長は、企画委員長に対して年度ごとの活動内容および活動費の執行状況を報告する。

2 企画委員長は、研究部会長から報告された年度ごとの活動内容および活動費の執行状況を理事会で報告する。

(活動費)

第7条 研究部会長は、年度ごとの活動費として30,000円を上限として、企画委員会を通じて本法人に申請できる。

2 活動費は理事会の承認を経て支給される。

(退会)

第8条 研究部会員は、不定期に研究部会長宛に退会を申し出る事ができる。

2 研究部会員の名簿等は、事務局が管理する。

(補則)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

2 この規程に定めのないもので、研究部会の運営等に関し必要な事項は、理事会の議を経て企画委員長が定める。

附則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。